

平成28年度保健事業について

事業名	対象者・実施期間		事業内容・健保補助額
定期健康診断補助 ①～③のいずれかを実施期間内に1度補助する	①一般健診	全被保険者(被扶養者は受診不可) 平成28年4月～※平成28年12月(40歳未満の方は～平成29年1月)	40歳以上は特定健康診査を含む。 健保補助:上限7,000円
	②生活習慣病健診	35歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者 平成28年4月～※平成28年12月(40歳未満の方は～平成29年1月)	40歳以上は特定健康診査を含む。 健保補助:上限15,000円
	③半日人間ドック	35歳以上74歳以下の被保険者・被扶養者 平成28年4月～※平成28年12月(40歳未満の方は～平成29年1月)	40歳以上は特定健康診査を含む。 健保補助:上限25,000円
	④婦人科検診	①～③の補助対象者で、①～③を受診した被保険者・被扶養者 平成28年4月～※平成28年12月(40歳未満の方は～平成29年1月)	乳癌検診 健保補助:上限4,000円 子宮癌検診 健保補助:上限4,000円 乳癌・子宮癌検診 健保補助:上限4,000円
	⑤前立腺癌検査	①～③の補助対象者で、①～③を受診した40歳以上の被保険者・被扶養者 平成28年4月～※平成28年12月	PSA検査 健保補助:上限1,800円
巡回健診【地域に限定あり】	35歳以上の被扶養者(女性)		該当の市にお住まいの方に6月下旬にご案内書を郵送します。
特定健康診査	40歳以上74歳以下の被扶養者 (40歳以上74歳以下の被保険者は定期健康診断に含む)		メタボリック症候群の予備群を早期発見する。 健保補助:全額
	図書カード贈呈	対象者は右記に記載。 健診受診期間:平成28年4月～平成29年3月 図書カード申請期間:平成28年5月～平成29年3月	対象者:下記項目に全て該当している方 1.40歳以上74歳以下の被扶養者である。 2.図書カード申請時に当健保に在籍している。 3.勤務先において特定健康診査を受診した方で 健診結果を質問票添付の上、提出頂いた方。
特定保健指導	・特定健康診査(40歳以上の被保険者は、定期健康診断)受診者の内、医師等の 所見により、当健保組合が指導を要すると判断した被保険者・被扶養者。 ・初回面談を利用券(健保からご送付)に記載の有効期限までに行う。		メタボリック症候群にならない様に、また、重篤な症状にならない為に、専門家による生活改善等の指導を行う。 健保補助:全額
データヘルス計画	健康報告書配布	年間10事業所 (最低目標)	【目的】事業所における健康づくり活動のきっかけづくり(従業員の健康に対する事業主の関心度の向上) 【概要】事業所ごとの健康指標をグラフで示し同規模事業所と比較をしたり、血圧、喫煙、メタボについて同規模事業所におけるランキングを作成した資料
	健康づくり活動広報	年間3事業所 (最低目標)	【目的】健康づくり機運の醸成(健康づくり活動を行う事業所を増やす) 【概要】健康づくり活動を実施している事業所を紹介することで、加入事業所全体の健康づくり活動機運を醸成する。ホームページに「データヘルス取組み」として、各事業所の取り組みを紹介する
	健康づくり活動補助	年間3事業所 (最低目標)	【目的】事業所における健康づくり活動の補助 【概要】健康づくり活動を行う事業所に対し経費を補助し、活動結果をホームページで紹介する 事業所の活動計画を審査し、適切であれば経費の50%を補助する(上限500千円)
インフルエンザ予防接種補助	10月～12月にインフルエンザ予防接種を受けた被保険者・被扶養者		健保補助:上限1,500円
前期高齢者訪問指導	63歳から74歳までの被保険者・被扶養者		前期高齢者の医療費抑制を目的とする。 健保補助:47,600円/人(全額)
育児月刊書「赤ちゃん和妈妈」配布	「出産育児一時金・家族出産育児一時金」を申請されたご家庭に毎月1冊一年間送付する。		健保補助:全額
育児季刊書「1・2・3歳」配布	育児月刊書「赤ちゃん和妈妈」を1年間送付した加入者に対し、3カ月ごとに年4回、3年間送付する。		健保補助:全額
電話健康相談	全被保険者・被扶養者 年中時間帯制限なし メンタルに関する専門家による面談は、年間5回まで無料		健保補助:全額
家庭常備薬の斡旋	年2回(春・秋)		
保養施設の安価な利用	全被保険者・被扶養者 ・保養所等の情報は、 http://www.itkenpo.jp をご覧下さい。 セラヴィリゾート泉郷がご利用いただけます。(ご利用に制限がございます。)		健保補助:なし セラヴィリゾート泉郷のみ健保補助あり。(チケット発行)

※健康診断補助は40歳以上:平成29年1月20日、40歳未満:平成29年3月15日健保必着の請求分までが平成28年度の補助対象となります。(年齢起算日:平成29年3月31日)